

# SERVICE BULLETIN



FUJI HEAVY INDUSTRIES LTD.

JCAB APPROVED

HEAD OFFICE ; SUBARU BLDG.  
SHINJUKU, TOKYO, JAPAN

NO. 200-008

DATE 62-5-30

(SUPERSEDES NO. )

REV. B

DATE H.1-5-30

(SUPERSEDES NO. 200-008A)

REASON 適用機体の変更

1. 標 題 : 操縦輪組立ロック・ピン孔部の点検
2. 適用機体 : FA-200 シリーズ全機、但し TECHNICAL BULLETIN 200-020 実施の機体を除く。
3. 適用度 : 指令事項
4. 目的 : 操縦輪組立ロック・ピン固定用孔部に疲労クラックが発生し、曲技飛行中に切損する事例があったため、当該部について点検を実施する。
5. 指 示 : このSB受領後6項及び12項に従って、操縦輪ロック・ピン孔部の点検を実施する。
6. 実施時期 : このSB受領後50飛行時間以内、又は次回曲技飛行実施前のいずれか早い方の時期に、初回の点検を行い、以後100飛行時間毎に点検をくり返す。
7. 航空局承認 : 航空局承認 (東-1-002) 1年5月18日
8. 所要部品 : なし
9. 特殊工具 : なし
10. 重量重心 : 変化なし
11. 準拠資料 : なし
12. 作業手順 : (1) 左席の操縦輪を手前に引き、操縦輪チューブの固定ピン孔部を清掃する。  
(2) 固定ピン孔の状態及び周囲のクラック有無 (特に孔の上下) を10倍の拡大鏡を用いて点検する。  
(3) 孔部にバリ等がある場合は、小型の丸ヤスリ等でなめらかに仕上げる。又クラックを発見した場合は、強度向上したチューブが取り付けられた操縦輪組立と交換する。(TECHNICAL BULLETIN 200-020参照)

AIRCRAFT DIVISION

1-11 YOUNAN 1 CHOME. UTSUNOMIYA TOCHIGI JAPAN 〒320  
TEL 0286 (59) 4833 TELEX 3522 176

SERVICE BULLETIN 200-008B

PAGE 1 OF 2

(4) 右席の操縦輪について、上記(1)~(3)を実施する。

13. その他 : 点検を実施した場合は航空日誌に記録する。

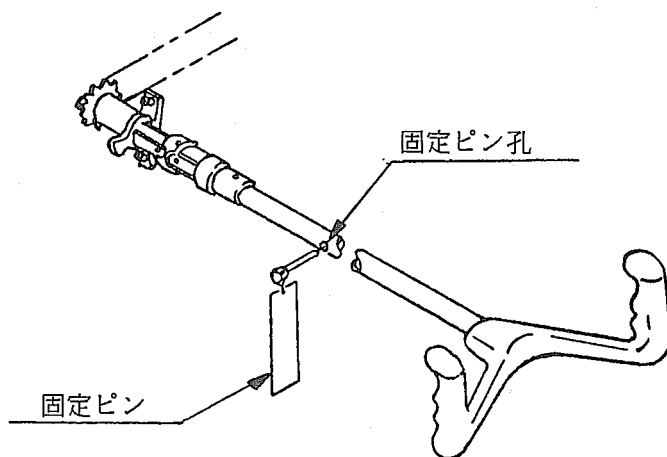


FIG-1 操縦輪